

福岡県公報

平成30年7月31日
第4013号

目次

告示(第685号-第688号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
 - 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定 (港湾課) …………… 1
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
 - 北九州市の区の区域の変更に伴う区の人口 (市町村支援課) …………… 2
- ### 公告
- 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害 (福祉総務課) …………… 2
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (自然環境課) …………… 3
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (自然環境課) …………… 3
 - 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 3
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
 - 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 5

- 筑後川中流平野右岸圏域に係る河川整備計画 (河川整備課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) …………… 5

告示

福岡県告示第685号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年8月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	赤池線 糸田線	田川郡福智町神崎1411番3先から 田川郡福智町神崎1388番1先まで

福岡県告示第686号

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 津波災害警戒区域

市	大字等	平面図
糸島市	二丈吉井、二丈松末、二丈浜窪、二丈深江、二丈福井、二丈鹿家、前原西五丁目、加布里、千早新田、岩本、志摩久家、志摩姫島、志摩小富士、志摩小金丸、志摩岐志、志摩師吉、志摩御床、志摩新町、志摩桜井、志摩船越、志摩芥屋、志摩野北、新田、神在、荻浦及び前原	次の図のとおり

福岡市

中央区地行浜二丁目、中央区地行二丁目、中央区地行三丁目、中央区地行四丁目、中央区港一丁目、中央区港二丁目、中央区港三丁目、中央区福浜一丁目、中央区福浜二丁目、中央区荒津二丁目、中央区那の津一丁目、中央区那の津二丁目、中央区那の津三丁目、中央区那の津四丁目、中央区那の津五丁目、中央区長浜三丁目、博多区千代六丁目、博多区沖浜町、博多区築港本町、早良区百道浜二丁目、早良区百道浜四丁目、早良区西新二丁目、西区今宿青木、西区今宿駅前、西区今宿一丁目、西区今津、西区大字元岡、西区大字太郎丸、西区大字宮浦、西区大字小呂島、西区大字小田、西区大字徳永、西区大字玄界島、西区大字田尻、西区大字西浦、西区太郎丸一丁目、西区姪の浜三丁目、西区姪の浜六丁目、西区小戸一丁目、西区小戸二丁目、西区小戸三丁目、西区小戸四丁目、西区小戸五丁目、西区愛宕南一丁目、西区愛宕浜三丁目、西区愛宕浜四丁目、西区横浜一丁目、西区横浜二丁目、西区横浜三丁目、西区生の松原一丁目、西区能古、東区三苦六丁目、東区三苦七丁目、東区三苦八丁目、東区名島一丁目、東区和白四丁目、東区唐原二丁目、東区城浜団地、東区塩浜二丁目、東区塩浜三丁目、東区大字三苦、東区大字勝馬、東区大字奈多、東区大字弘、東区大字志賀島、東区大字西戸崎、東区大岳一丁目、東区大岳四丁目、東区奈多団地、東区東浜一丁目、東区東浜二丁目、東区松島二丁目、東区松島四丁目、東区松島五丁目、東区松島六丁目、東区筥松四丁目、東区箱崎ふ頭一丁目、東区箱崎ふ頭四丁目、東区箱崎ふ頭六丁目、東区箱崎四丁目、東区西戸崎一丁目、東区西戸崎二丁目、東区西戸崎三丁目、東区西戸崎四丁目、東区西戸崎五丁目、東区雁の巣二丁目、東区香住ヶ丘四丁目、東区香椎浜ふ頭一丁目及び東区香椎浜ふ頭四丁目

次の図のとおり

2 基準水位

次の図のとおり

(次の図は、省略し、その図面を福岡県県土整備部港湾課、福岡県土整備事務所及び同前原支所、南筑後県土整備事務所及び同柳川支所、京築県土整備事務所及び同行橋支所、荇田港務所、北九州県土整備事務所及び同宗像支所並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第687号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規

定により次のように告示する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字龍山790、字狐迫3039

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第688号

平成30年6月23日から北九州市若松区と八幡西区の区域が変更されたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第2項において準用する同条第1項の規定により、北九州市若松区及び八幡西区の人口を次のとおり告示する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

北九州市若松区 82,882人

北九州市八幡西区 256,079人

公 告

公告

平成30年7月5日、嘉麻市の区域内において発生した平成30年7月豪雨による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで自然公園法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

環境省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成13年5月28日環自国第212号環境省自然環境局長通知）」と実質的に同一の基準を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

平成30年7月9日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立自然公園条例に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

環境省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成13年5月28日環自国第212号環境省自然環境局長通知）」と実質的に同一の基準を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

平成30年7月9日

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
磯光プレジジョン株式会社	宮若市磯光 1085 番地 8	平成30年7月17日	平成33年7月16日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス大牟田店

(2) 所在地 大牟田市大字甘木12番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル飯塚店

(2) 所在地 飯塚市大字徳前字1丁田2番5、外5筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル上三緒店

(2) 所在地 飯塚市大字上三緒字神田1-7外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル小竹店

(2) 所在地 鞍手郡小竹町大字勝野1532

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル福智店

(2) 所在地 田川郡福智町弁城4238番1 外19筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

解散した清算法人榊田落合土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
樋口 金光	田川郡添田町大字落合3215番地
前田 三徳	田川郡添田町大字落合4145番地
角崎 輝利	田川郡添田町大字落合3288番地
中村 一三	田川郡添田町大字榊田1452番地の1
柳瀬 卓	田川郡添田町大字榊田1481番地
牧草 正人	田川郡添田町大字榊田1497番地
楠木健一郎	田川郡添田町大字榊田1539番地

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「筑後川中流平野右岸圏域河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県朝倉県土整備事務所に備え置く。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市多久字沼田418番2から418番10まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市土地開発公社
理事長 甘利 昌也

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年7月31日

福岡県知事 小川 洋

- 放置車両の形態等

放置場所	筑後市大字久富715番地 福岡県営久富住宅2棟自転車駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年5月18日
メーカー名	SUZUKI
種別等	軽二輪自動車
自動車登録番号	不明
所有者（運輸局等照会）	不明
車名	バンディット250
塗色	黒
車台番号	GJ74A-120175

使用者（運輸局等照会）	不明
-------------	----

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社筑後管理事務所 TEL 0942-30-2660